

# ○ 輸出植物検疫に係るエビデンスの構築事業委託費

【令和7年度予算概算決定額 45（-）百万円】

## ＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法で、農産物の輸出促進に向けて、検疫条件等の協議に係る必要な施策を講ずることが新たに規定されたことに基づき、相手国の植物検疫措置が輸出の障壁となっている果樹等について、産地が長期にわたって対応可能な検疫条件の速やかな設定を進めるため、**相手国が警戒する病害虫の生態や国内の発生状況の調査、負担軽減型のリスク管理技術の確立等**を輸出産地と連携して行います。

## ＜事業目標＞

検疫が障壁となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁及び輸出検疫条件の緩和

### ＜事業の内容＞

#### 1. 病害虫の発生状況等の調査

輸出相手国が侵入を警戒しているものの、我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の**生態や国内における発生状況**、当該病害虫の農産物に対する寄生性等を各地の輸出産地と連携して調査し、検疫協議において利用するためのエビデンスとして整理します。

#### 2. 簡易なリスク管理技術の確立

農産物の輸出における病害虫のリスク管理措置として相手国から求められている**モニタリング調査、殺菌処理等**に関し、簡素化や効率化に繋がり、**輸出産地が長期にわたって実施できる手法や技術を確立**とともに、それらの効果を証明するためのデータを収集・整理します。

### ＜事業の流れ＞

国

委託

民間団体等

### ＜事業イメージ＞

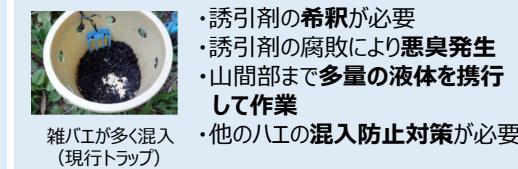
#### 検疫措置に係る各県からの要望等の例

かんきつ産地	商業園地での発生が確認されていない害虫に対しても無発生を証明するための調査を求められている。調査を不要にするか、負担を減らしてほしい。
メロン産地	発生地域が高冷地や山間部のみの害虫であるにもかかわらず、平地での施設栽培でも発生調査等が求められており、輸出拡大の障害となっている。
ぶどう産地	施設栽培下では寄生が確認されていない害虫に対する発生調査を求められている。調査を不要にしてほしい。

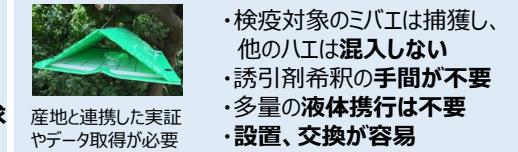
#### 【産地と連携した調査やデータの収集・分析】



#### 【現行の発生調査（ガロントラップ）】



#### 【負担軽減型（簡易トラップ）】



エビデンスに基づき輸出相手国と協議し、検疫条件を設定・緩和

【お問い合わせ先】 消費・安全局植物防疫課（03-3502-5978）